

18 陳情 第 37 号	現在不燃ごみの廃プラスチックを「容器包装リサイクル法」に従って資源とし焼却せず再商品化することについての陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年6月2日受理、平成18年6月9日付託
陳情者	東京都新宿区 _____ _____

## ( 要 旨 )

現在不燃ごみ取り扱いの廃プラスチックは、今後、自治体の焼却施設において焼却処理せず、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法第8条)に基づいて新宿区が区民の理解のもとに「分別収集計画」をたて、分別し「特定分別基準適合物」とし再商品化する方法での処理を検討してください。

## ( 理 由 )

焼却施設を持たない新宿区では行政・事業者・区民が、発生抑制や再使用優先、分別の徹底再商品化に協力し、循環型社会を構築することにより、ゴミの減量や環境保全が推進されます。分別の徹底・再商品化としては「容器包装リサイクル法第8条」に基づいて新宿区が区民の理解のもとに「分別収集計画」をたて、現在不燃ごみ取り扱いの廃プラスチック(プラスチックの容器・包装)を分別し、今後、焼却せず「特定分別基準適合物」(再生可能資源)とし再商品化する方法で処理することを検討してください。

私達が以前見学を行った日の出村二ツ塚(当時名称)廃棄物広域ゴミ処分場では、廃プラスチックや焼却灰の埋め立てにより、土壌汚染が起きたため、その後多摩地域では、マテリアルやケミカルリサイクル処理実施自治体が18年度73%になりました。多摩地域や中野区・杉並区は、「分別収集計画」をたて廃プラスチックを分別し、「特定分別基準適合物」として、財団法人日本容器包装リサイクル協会での入札方法により廃プラスチックの処理をおこない再商品化しています。

新宿区消費者団体連絡会の総会后、記念講演会で環境資源研究所 村田徳治氏の「焼却しない廃プラスチックの環境に優しい処理方法」というお話を聞き、プラスチックの石油あるいは炭素としての性質などを利用した再商品化のことを勉強いたしました。

また書籍や環境展(国際展示場)により、技術開発や施設建設に国や各種事業団体が助成金や補助金を出してこの事業に力を入れ、中小零細企業も優れた技術力でリサイクル関連の機械製造や、工場経営をする会社も増えていることも知りました。

平成18年1月23日の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(環境省)において「特定分別基準適合物」の質の向上のため、特定事業者(容器包装取り扱い事業者)による自治体への資金拠出制度が検討されました。

このように3R促進・循環型社会を目指す時代、焼却施設を持たない新宿区として「容器包装リサイクル法」に基づいた、発生抑制や再使用優先、分別の徹底、再商品化は、行政や事業者・区民がすべきことです。現在、不燃ごみ扱いの廃プラスチックを埋め立てや他自治体の焼却施設において焼却せず、分別し再生品化可能のプラスチックとして、再商品化する方法は、循環型社会をつくり、環境にやさしいと考えます。